

道路に対する非課税又は減免のご案内

道路（通り抜けの道、道路後退部分、私道等）として利用されている土地で、一定の要件を満たすものは、その道路部分の固定資産税・都市計画税が非課税又は減免になります。

非課税又は減免の適用を受けるには、資産税課への届出（申請）が必要です。

非課税・減免となる対象については裏面をご覧ください。

届出に必要な書類

- 「道路非課税届出書、私道減免申請書」

様式のダウンロードはこちらから

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shisanzei/410096.html>

- 道路部分の位置と地積の算定が正確にできる図面

例：地積測量図、求積図、丈量図、建築にかかる図面等

※ 資産税課では官民境界の確認や地積の測定はできませんのでご自身でご用意ください。



届け出る時期と非課税・減免の適用について

固定資産税の賦課期日は毎年1月1日となっています。

年内に現地の利用状況が道路となっており、届出（申請）があるものについて、資産税課で要件を満たすことを確認したものは、その翌年の4月から始まる年度の固定資産税・都市計画税から非課税・減免を適用します。

特に届出（申請）が必要な場合

- 分筆登記していない土地
- 登記地目が「公衆用道路」になっていない土地

※ 新規の分譲地に付設される私道や分筆登記後に登記地目を公衆用道路に変更したものは、届出（申請）が無くても資産税課職員が現地調査で認定します。

問合せ先

福山市役所 企画財政局 税務部 資産税課

土地第1担当 084-928-1024 土地第2担当 084-928-1026

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shisanzei/>



対象となる道路は次の要件を満たすものです。

- ① 利用上の制約を設けず不特定多数人の利用に供されていること
- ② 客観的に道路の形態を有していること
- ③ 物資集積場、車両置場、荷捌き場、物品販売場、花壇として使用していないこと

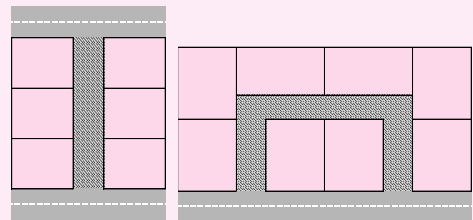
公共の用に供する道路【非課税】

- **道路法上の道路**（高速自動車国道、一般国道、県道、市道）

公共の用に供する道路に準ずる道路【非課税】

- **通り抜けの私道、コの字型の私道**

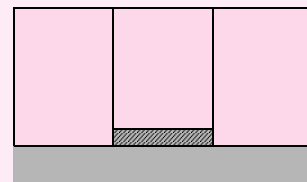
道路の起点と終点がそれぞれ公共の用に供する道路に接続する道路で、道路全体を通して幅員が1.8 m程度以上であること。



- **道路後退（セットバック）部分**

建築物を新築又は増改築する際に道路の中心から2 m後退させて建築物を建てることを道路後退（セットバック）といいます。

建築基準法上、道路幅員が4 m以上の道路に、2 m以上接する必要があります。

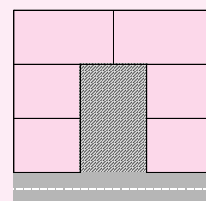


※ 明確な区分がある

私道【減免】

- **行止り私道**

2以上の家屋の用に供され、専ら通行のために使用されており、道路幅員が4.0 m以上あること（従前から存在していた私道の場合は1.8 m以上あること）



その他

- (1) 対象とならないもの

アパート、マンション、貸家、駐車場等の敷地内の道路部分

- (2) 評価の変動

届出（申請）により、間口・奥行・補正率等の計算に影響を与え、評価額・税額に変更が生じる場合があります。

- (3) 複数人が共同して利用している道路について

「道路非課税届出書、私道減免申請書」の2枚目に共有者（連名者）同意欄がありますので、代表者の方が取りまとめて提出してください。